

**清涼飲料水中の化学物質「ニッケル」に係る食品健康影響評価に関する審議
結果（案）についての御意見・情報の募集について**

1. 実施期間 平成 24 年 5 月 24 日～平成 24 年 6 月 22 日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1 通
4. コメントの概要及びそれに対する化学物質・汚染物質専門調査会の回答

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
1	<p>豊富な資料は良く整理され分かりやすいものです。以下の意見を述べさせていただきます。</p> <p>(1) 本TDI値は妥当なものと考えられます。</p> <p>(2) 当該物質はアレルギー性接触皮膚炎の原因物質である事は多くの人々が分かっているでしょう。従って、飲料水のボトルなどには「ニッケル換算で極微量◎◎限界値が検出されるので注アレルギーの持病の方は注意を要す」などの表示してはいかがなものでしょう。</p>	<p>御意見ありがとうございました。</p> <p>表示に関する御意見につきましては、担当の消費者庁にお伝えします。</p>